

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 特定の事件（監査テーマ）

出雲市立総合医療センターの管理運営状況及び事務の執行状況について

3 特定の事件（監査テーマ）の選定理由

地方公営企業法第3条（公営企業の経営の基本原則）によれば、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と定められている。このことは企業経営の理念とも言うべき独立採算性の追求と地域の中核病院としての役割である市民の福祉の向上にも努めなければならないという高い公共性も有しており、極めて厳しい事業経営が求められている。

出雲市は、病院事業である出雲市立総合医療センターを経営しているが、これまでの経営状況を見ると赤字経営が継続しており、平成25年度決算において未処理欠損金（累積欠損金）は39億13百万円に膨れ上がっている。こうした状況から経営の健全化が強く求められるため、公立病院改革ガイドライン（総務省通知）に基づいて改革プラン（平成21年3月策定・平成24年11月見直し改訂）を策定し、また、平成24年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、経営の効率化に向けて様々な取り組みを行っている。この取り組み状況を含め事務の執行状況を多面的な角度から検証することが、今後の事業経営に有用と認めたものである。

4 外部監査の方法

事務の執行に関して作成された諸帳簿、関係書類及び証憑書類の調査確認、照会、聴取等によりその妥当性を検証する。

5 外部監査の視点

出雲市立総合医療センターの管理運営及び事務の執行が関係法令等に基づいて行われているか、また、効率性、経済性、有効性を念頭に置いた事務執行が行われているか。

6 外部監査対象期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

(但し、必要に応じて過年度分及び次年度分も対象とした。)

7 外部監査実施期間

平成 26 年 6 月 2 日から平成 27 年 2 月 19 日

8 外部監査補助者の資格及び氏名

税理士 金山 知明

税理士 糸賀 巧

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

当報告書の各表（地方公営企業年鑑からの引用分を除く）中の金額について、千円単位で記載しているものは、すべて切捨てにより表示しているため、内訳金額と合計行の金額が一致していない場合がある。